

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び福島町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第2条第1項の規定に基づき、福島町防災会議が作成する計画であり、福島町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め福島町の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 福島町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務または業務の大綱。
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 防災訓練に関すること。
- 5 防災思想の普及に関すること。
- 6 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等、災害応急対策に関すること。
- 7 災害復旧に関すること。

第2節 計画の構成

福島町地域防災計画は本編のほか、「資料編」(別冊)から構成する。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 町防災会議 | 福島町防災会議 |
| 4 | 町本部(長) | 福島町災害対策本部（長） |
| 5 | 町計画 | 福島町地域防災計画 |
| 6 | 防災関係機関 | 福島町防災会議条例（昭和38年条例第1号）
第3条に定める委員の属する機関 |
| 7 | 災 害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 8 | 防 災 | 災害対策基本法第2条第2号に定めるもの |

第4節 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について、必要があると認めるときは修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

1 福島町

(1) 福島町

- ア 町防災会議に関すること。
- イ 町本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防及び応急対策の総合調整に関すること。
- エ 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- オ 予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達、災害情報の収集報告に関すること。

(2) 福島町教育委員会

- ア 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。
- イ 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

2 渡島西部広域事務組合

(1) 福島消防署及び福島消防団

- ア 予防対策及び事前措置に関すること。
- イ 消防及び水防等の被害の拡大防止並びに災害の災害活動に関すること。
- ウ 災害時における住民の避難誘導および人命並びに応急対策等の実施に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 函館開発建設部 江差道路事務所

所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

(2) 函館開発建設部 函館港湾事務所

漁港の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

(3) 北海道農政事務所 函館地域拠点

- ア 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。
- イ 災害時における応急飼料の調達及び供給に関すること。

(4) 北海道運輸局 函館運輸支局

■第1章 総則

- ア 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。
 - イ 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。
 - ウ 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全確保に関すること。
 - エ 自動車輸送事業の安全確保に関すること。
- (5) 函館海上保安部
- ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。
 - イ 災害時における船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防並びに航路障害物の除去に関すること。
 - ウ 災害時における被災者、救援物資及び人員等の海上輸送に関すること。
 - エ 海上における人命の救助に関すること。
 - オ 海上における船舶交通の安全確保に関すること。
 - カ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
 - キ 海上災害時における自衛隊の災害派遣に関すること。
- (6) 北海道財務局 函館財務事務所
- ア 災害時において有価証券等の喪失及び売買取引に伴う受渡し、遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。
 - イ 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通を行うこと。
 - ウ 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払、保険料の払込の猶予期間の延長、り災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日、臨時営業等の特例措置について金融機関への要請を行うこと。
 - エ 災害時において地方公共団体及び土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、または無償貸付を行うこと。
- (7) 北海道総合通信局
- ア 災害時における通信の確保に関する指導及び訓練、運用、管理に関すること。
 - イ 非常通信協議会の運営に関すること。
- (8) 函館地方気象台
- ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。
 - ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得など

の周知・広報に努めること。

オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。

カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。

キ 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。

(9) 北海道労働局 函館労働基準監督署

ア 事業所、工場等の産業災害の防災対策を図ること。

(10) 北海道森林局 檜山森林管理署

ア 林野火災の予防対策に関すること。

イ 治山対策に関すること。

ウ 災害時における緊急復旧資材の支給に関すること。

4 自衛隊

(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させること。

(2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。

(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

(1) 渡島総合振興局 地域創生部

ア 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。

イ 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。

ウ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。

エ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実施を助け総合調整を図ること。

オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

カ 防災の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。

(2) 渡島総合振興局 西部森林室

ア 林野火災予消防対策に関すること。

イ 所轄道有林の予防及び治山復旧に関すること。

ウ 災害応急対策用資材の供給に関すること。

(3) 渡島総合振興局函館建設管理部 松前出張所

■第1章 総則

- ア 水防技術等の指導に関すること。
 - イ 災害時の関係河川の水位、雨量の情報伝達収集、報告及び警戒体制の周知に関すること。
 - ウ 所轄道路、防砂、急傾斜地施設、河川及び海岸の保全並びに災害復旧に関すること。
 - エ 漁港の災害復旧に関すること。
- (4) 渡島総合振興局保健環境部 保健行政室
- ア 医療班の編成調整指導に関すること。
 - イ 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。
 - ウ 薬品の保有状況、応急措置の連絡調整に関すること。
 - エ 防疫活動、特に調査指導に関すること。
 - オ 検疫調査及び健康診断に関すること。
 - カ 避難所における衛生施設の管理指導に関すること。
 - キ 防疫薬剤の供給あっせんに関すること。
 - ク 救助法の適用区域の指定及び救助実施の指導に関すること。
- (5) 渡島教育局
- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。
 - イ 避難等に係わる公立学校施設の使用に関すること。
 - ウ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。

6 北海道警察

(1) 函館方面 松前警察署

- ア 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、緊急交通路の確保に関すること。
- イ 災害情報の収集に関すること。
- ウ 災害警備本部の設置運用に関すること。
- エ 被災地、避難所、危険箇所等の計画に関すること。
- オ 犯罪の予防、取締等に関すること。
- カ 危険物に対する保安対策に関すること。
- キ 広報活動に関すること。
- ク 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

(1) 北海道電力株式会社送配電カンパニー福島ネットワークセンター

- ア 電力施設等の防災対策に関すること。

- イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
 - ウ 電力供給に係る情報収集及び広報に関すること。
- (2) 東日本電信電話株式会社北海道事業部
- ア 気象官署からの警報伝達をすること。
 - イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
- (3) 福島郵便局、町内郵便局
- ア 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
 - イ 「災害時における福島町内郵便局と福島町の協力に関する協定」に関すること。
- (4) 日本放送協会函館放送局
- ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
- (5) 日本銀行函館支店
- ア 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。
 - イ 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。
 - ウ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
- (6) 日本赤十字北海道支部渡島地区
- ア 救助法が適用された場合、北海道知事と委託協定に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務に関すること。
 - イ 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 災害義援金品募集委員会の運営に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 北海道放送(株)函館放送局、札幌テレビ放送(株)函館放送局、北海道テレビ放送(株)函館支社、北海道文化放送函館支社、(株)テレビ北海道函館支局
- ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
- (2) (一社)渡島医師会
- ア 災害時における救急医療を行うこと。
- (3) (一社)函館歯科医師会
- ア 災害時における歯科医療活動に関すること。
- (4) (一社)函館地区トラック協会
- ア 災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
- (5) (一社)北海道警備業協会函館支部

■第1章 総則

- ア 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。
- (6) (一社)北海道薬剤師会函館薬剤師会
 - ア 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
- (7) (公社)北海道獣医師会道南支部
 - ア 災害時における飼養動物の対応に関すること。
- (8) (一社)北海道バス協会
 - ア 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること。
- (9) (一社)北海道LPガス協会
 - ア LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - イ 災害時における危険物の保安の確保

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 函館バス松前出張所
 - ア 救援物資の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。
- (2) 福島吉岡漁業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
 - ウ 海上輸送に関すること。
- (3) 福島農業協同組合、福島町森林組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
- (4) 福島町商工会
 - ア 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
 - イ 被災事業主に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
- (5) 町内各医療機関
 - 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
- (6) 福島町建築業協会・福島町建設協会
 - 応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関すること。
- (7) 各運送事業者
 - 災害時における救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送事業等について関係機関の支援に関すること。
- (8) 危険物関係施設の管理者
 - 災害時における危険物の保安、防災に関する措置を行うこと。

(9) 日本水難救済会福島・吉岡救難所

沿岸における海難救助活動の実施及び函館海上保安部あるいは町長の要請による救護活動に関すること。

(10) 福島町町内会連合会

災害時における各種応急対策、援助、援護の協力に関すること。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難場所での自主的活動や町民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地

域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、北海道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成
- イ 従業員の安全の確保
- ウ 施設利用者の安全の確保
- エ 防災体制の整備
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 地域で行う防災対策への協力

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 地域で行う防災対策への協力
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 福島町の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

福島町は、北海道の最南端に位置し、東は知内町、西は松前町に接し、北は上ノ国町、そして緯度経度は、北緯 41 度 28 分、東経 140 度 15 分、面積は 187.28 km²を有している。

2 地 勢

福島町の地勢は、北に大千軒岳連峰がそびえ、総面積の 93%を超える山岳、丘陵に富み、北東には岩部岳等がある著しい起伏があり、大小多数の河川が横断して津軽海峡に注いでいる。

比較的大きな河川の流域には、狭あいであるものの平坦地が開けており、また、海岸線に沿って細長く丘陵地帯が帯状をなし、これを中心に集落が形成され、住家は福島、吉岡市街地を中心として海岸線に沿って点在している。

3 気象と災害危険性

気象条件は、対馬海流の影響を受け海洋性で寒暖の差は少なく、温暖であるが、降雨、降雪は比較的多い地域である。

毎年 8 月～10 月にかけては、低気圧、台風による被害が発生している。

災害の発生は、大雨による災害が最も多く、その被害は大小河川の氾濫、溢水及び土砂くずれによる家屋被害などが主なものである。

なお、過去における災害記録は別添資料編のとおりである。